

不法投棄は環境に悪影響 ごみは市の収集へ

山林や道路わき、空き地などへの不法投棄が後を絶ちません。地域で協力して草刈りなどをして不法投棄されない環境を作りましょう。

また、不法投棄だけでなく、市のごみ収集に出さず自分でごみを燃やすとダイオキシンなどの有害物質が発生し、健康を阻害します。ごみは市の収集に出しましょう。



市民部 生活環境課
995-1816
美化センター
992-3210

不法投棄は犯罪です

家電製品などの不法投棄は近隣への迷惑になります。また、しみだした有害物質による土壤汚染など環境にも大きな影響を与えます。

廃棄物処理法第16条に「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定され、同法第25条には、違反者に対し「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方に処される」とされています。

市では不法投棄の予防策として、不法投棄されやすい場所を中心に、定期的にパトロールを実施しています。そして、悪質な不法投棄を見つけたら警察へ連絡し、投棄者の特定や捜査を依頼しています。

野焼きは禁止されています

野外でダイオキシン類の排出抑制対策が施された焼却炉を使わずにごみを焼却することは、農業などを営む上でやむを得ない焼却や塔婆の供養焼却など一部の例外を除き、法律で禁止されています。また、禁止の例外に当てはまる焼却であっても、周辺への迷惑がからないように注意が必要です。

10月1日は 「浄化槽の日」です

浄化槽の使用者は、次のことを行うことが浄化槽法で義務づけられています。

1. 保守点検は県の登録業者に委託し、年に3、4回以上実施してください
2. 清掃は市の許可業者に委託し、年に1回以上実施してください
3. 法定検査は県の指定検査機関へ依頼し、年に1回行ってください

西・東・深良地区▶山水総業 ☎992-1561
富岡・須山地区▶富士クリーンサービス
☎997-6100

※希望する日時がある場合は、早めの予約が必要です。

※5月に県が、法定検査未受検の方に通知を送付しています。まだ検査の申し込みをしていない場合は、お早めをお願いします。

県生活科学検査センター ☎054-621-5030

※保守点検や清掃の記録書類が必要です。3年間保管してください。

※5月に県が、法定検査未受検の方に通知を送付しています。まだ検査の申し込みをしていない場合は、お早めをお願いします。



自分たちの住む町は 自分たちできれいに

県産業廃棄物不法投棄監視委員
(西・富岡地区担当)

渡邊一郎さん

不法投棄が行われていないか、月に1度、3時間ほど担当地区をパトロールしています。パトロール中に見つけるごみはペットボトルや空き缶、コンビニの弁当の容器などのほかに、旧型のテレビや自転車などです。ゴミは目が届きにくい草むらなどに捨てられることが多いです。夏は特に草が生い茂っているので、地域で草刈りなどを行い、不法投棄されない環境を作ることが大切です。最近は駐車場や新東名高速道路の側道沿いにごみを捨てられることが増えてきました。今後、どう抑止していくかが課題です。

自分たちが住んでいる町は自分たちできれいにしていかなければなりません。不法投棄をしない、させないことがきれいな町を維持していくことにつながります。皆さんご協力をお願いします。